

東日本大震災への対応と今後の取組

国土交通省

平成31年3月8日

1. インフラの復旧・復興（概要）・・・P2	1-1. 道路・・・P7
	1-2. 鉄道・・・P8
	(参考) 東日本大震災等により被災した鉄道路線の復旧に向けた取組・・・P9
	(参考) JR常磐線の開通の見通し・・・P10
	1-3. 海岸・・・P11
	1-4. 港湾・・・P12

2. 住宅再建・復興まちづくり（概要）・・・P3	2-1. 災害公営住宅・・・P13
	2-2. 民間住宅の自力再建・・・P14
	2-3. 防災集団移転促進事業、土地区画整理事業・・・P15
	(参考) 住まいの工程表について・・・P16
	2-4. 被災地におけるまちづくりの取組(福島復興再生拠点整備事業)・・・P17
	2-4. 被災地におけるまちづくりの取組(市街地再開発事業等)・・・P18
	2-4. 被災地におけるまちづくりの取組(都市公園事業)・・・P19
	2-5. 地域公共交通確保維持改善事業・・・P20
	2-6. 国営追悼・祈念施設(仮称)・・・P21
	2-7. 用地取得の迅速化、施工確保対策・・・P22

3. 観光の振興（概要）・・・P4	(参考) 東北地方における延べ外国人宿泊者数・・・P23
	(参考) 東北観光復興対策交付金・・・P24
	(参考) 東北デスティネーション・キャンペーンの実施・・・P25
	(参考) 福島県における観光関連復興支援事業・・・P26

(参考)「復興・創生期間」における 東日本大震災からの復興の基本 方針の見直しについて(概要)	・・・P5

	(参考) 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況・・・P27
	(参考) 帰還困難区域の復興・・・P28

1. インフラの復旧・復興（概要）

- 地震・津波被災地域においては、生活に密着したインフラの復旧は概ね終了。
- 引き続き、災害に強く、かつ被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網の構築等に向け、現在計画中の復旧・復興工事を着実に進め、2020年度までの完了を目指す。

復興の現状

（道路）

- 復興道路・復興支援道路で国土交通省が中心となって整備を進めている路線全体550kmのうち、503km・約9割で開通または開通見通しが確定
- 東北横断道釜石秋田線(釜石～花巻)の全線開通(約80 km) [2019.3.9(予定)]
- 常磐道大熊ICの供用開始[2019.3.31(予定)]

（鉄道）

- JR常磐線の一部運転再開(小高～浪江間[2017.4.1]、富岡～竜田間[2017.10.21])
- JR山田線の三陸鉄道への運営移管・全線運転再開(宮古～釜石間)[2019.3.23(予定)]

（港湾）

- 主要な港湾施設の復旧は2017年度で完了



三陸沿岸道路
歌津～小泉海岸



JR常磐線(浜吉田～相馬駅間)



新地駅

相馬駅

今後の取組

- 被災地の早期復興のリーディングプロジェクトである復興道路・復興支援道路の早期完成を目指す
- JR常磐線等の早期の全線復旧に向けた取組みが着実に進むよう、引き続き関係者間で緊密に連携
- 復興の加速化の拠点となる港湾施設の整備を行う

今後の見通し

- 三陸沿岸道道路の完成(仙台～宮古)[2019年度内](気仙沼市内除く)
- 東北中央道(相馬～福島)は、常磐道と接続[2019年度内]
- 常磐道双葉ICの供用開始[2019年度内]
- 常磐道(いわき中央～広野、山元～岩沼)の4車線化[2020年度内]
- JR常磐線の全線運転再開[2019年度内]
- 小名浜港の国際物流ターミナルの完成[2020年度内]



三陸沿岸道路
釜石南～釜石両石(釜石JCT)
(2019.1現在)

2. 住宅再建・復興まちづくり（概要）

- 災害公営住宅・高台移転の整備が2018年度末に概ね完了。
復興・創生期間内に全て完了するよう、国・県・市町村一体となって取り組む。
- まちのにぎわいの創出、新たなまちでの交通網の形成等を進める。

復興の現状

- 災害公営住宅の完成状況（岩手県、宮城県、福島県）
2019.1末までに29,071戸（進捗率98%）完成済み（計画戸数 29,743戸）
（※「住まいの復興工程表」及び「東日本大震災被災者向け災害公営住宅及び民間住宅等用宅地の供給状況」による）
- 民間住宅等用宅地の供給状況（岩手県、宮城県、福島県）
2019.1末までに17,227戸（進捗率94%）供給済み（計画戸数 18,233戸）
（※「住まいの復興工程表」及び「東日本大震災被災者向け災害公営住宅及び民間住宅等用宅地の供給状況」による）
- 福島の帰還困難区域において、復興・再生の拠点となる市街地の整備を支援
（双葉町2地区、大熊町1地区）
- 被災地のバス交通、乗合タクシー等の確保・維持を特例的に支援（岩手県、宮城県、福島県）
- 国営追悼・祈念施設（仮称）の造成工事等を実施
（岩手県陸前高田市、宮城県石巻市、福島県浪江町）
- 岩手県釜石市において、ラグビーワールドカップ2019試合会場となる「釜石鵜住居復興スタジアム」が2018年8月に完成



高柳東団地



美田園北団地

宮城県名取市 災害公営住宅整備事例


 防災集団移転促進事業
（岩手県宮古市田老地区）


釜石鵜住居復興スタジアム

今後の取組

- 災害公営住宅の整備について、引き続き、「住まいの復興工程表」に沿って事業を着実に推進
- 都市再生機構（UR）による現地支援体制の確保
- 高台移転について、引き続き、復興庁と連携し、事業の着実な推進など、地区ごとの実情に応じたきめ細かな支援を実施
- 復興・再生の拠点となる市街地の整備について、大熊町では、2019年4月の町新庁舎開庁にあわせた一部利用を目途に整備
双葉町では、2019年度末のJR常磐線開通にあわせた一部利用を目途に整備
- 被災地のバス交通、乗合タクシー等の確保・維持を引き続き支援
- 国営追悼・祈念施設（仮称）について、岩手県・宮城県では2020年度末を目途に整備
福島県では2020年度中の一部利用に向け整備


 大熊町 大川原地区
福島復興再生拠点整備事業
（H30.12現在）


岩手県における国営追悼・祈念施設（仮称）イメージパース

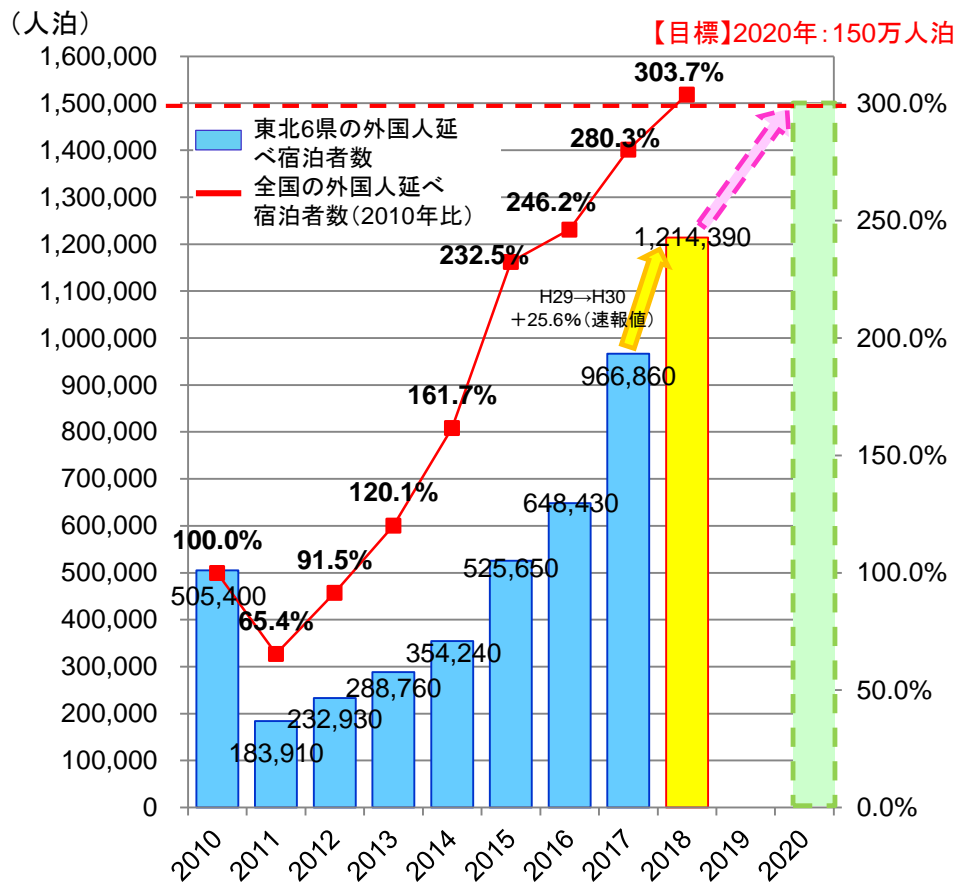
3. 観光の振興（概要）

- 2018年の東北6県の外国人宿泊者数は震災前の約2.4倍の約120万人泊。
- 2020年までに150万人泊とする目標に向け、東北の観光復興の取組を推進。

復興の現状

- 東北地方における延べ外国人宿泊者数について、2020年150万人泊の目標に向け順調に推移
- 他方、全国的なインバウンド急増には未だ追いついていない状況

【東北6県における外国人宿泊者数（2010年比）】



今後の取組

観光地域づくりの支援（東北観光復興対策交付金）

- 東北地方において、地域からの発案に基づき実施する、インバウンドを呼び込む取組を支援

地域の受入体制を整備 地域資源の磨き上げ



インバウンド急増の効果を被災地にも波及

訪日プロモーション（JNTO運営費交付金）

- 東北に特化した海外主要市場向けのデスティネーション・キャンペーンとして集中的な訪日プロモーションを実施



グローバルメディアを活用した情報発信（福島県／武徳殿での剣道体験）



航空路線の増便等の機会を活用した共同広告

※その他事業として、商談会を活用した海外旅行会社・メディアの招請や、ウライ旅行会社と連携した販促キャンペーン等を実施

「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の見直しについて (概要) 〔平成31年3月8日閣議決定〕

- 「「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」(平成28年3月11日閣議決定)については、今般、復興施策の進捗状況、原子力災害からの復興の状況等を踏まえ、見直しを行う。
- 政府は、引き続き、現場主義を徹底し、被災者に寄り添いながら、復興・創生期間において、本基本方針に定めるところにより、2. 及び3. に掲げる各事項に重点的に取り組み、5. において復興・創生期間後における復興の基本的方向性を示す。

1. 基本的な考え方

- 地震・津波被災地域**においては、地域によって復興の進捗状況が異なることから、進捗の遅れている事業などの復興を加速化する。**復興の総仕上げに向けて、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興の実現を目指し、取組を進める。**
- 福島原子力災害被災地域**においては、本格的な復興・再生に向けて、避難指示が解除された地域の生活環境整備、特定復興再生拠点区域の整備、福島イノベーション・コースト構想の推進、事業者・農林漁業者の再建、風評の払拭に向けた取組等を進める。**福島の復興・再生は中長期的対応が必要であり、復興・創生期間後も継続して、国が前面に立って取り組む。**

2. 各分野における今後の取組

1	被災者支援	避難生活の長期化に伴う心身のケア、住宅・生活再建支援、コミュニティ形成、「心の復興」など、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援
2	住まいとまちの復興	住まいの再建（岩手県・宮城県において復興・創生期間中に仮設生活を解消）、交通・物流網の構築など
3	産業・生業の再生	観光振興（平成32年までに外国人宿泊者数150万人泊目標）、農林水産業の再生、企業立地の促進、人材の確保など
4	原子力災害からの復興・再生	①事故収束（廃炉・汚染水対策）、②放射性物質の除去等、③避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等、④福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積、⑤事業者・農林漁業者の再建、⑥風評払拭・リスクコミュニケーションの推進
5	「新しい東北」の創造	企業・大学・NPOなど民間の人材やノウハウの活用により取組を推進、これら取組で蓄積したノウハウ等を普及・展開

3. 復興の姿と震災の記憶・教訓 及び 4. フォローアップ等

- 東京オリンピック・パラリンピック、ラグビーWC**を通じて、世界中からの支援に対する感謝、被災地の復興の姿や魅力を国内外に発信
- 効果的な復興の手法・取組や民間のノウハウ等を始め、復興全般にわたる取組を集約・総括
- 基本方針の実施状況等についてフォローアップ

5. 復興・創生期間後における復興の基本的方向性

・復興期間中に実施された復興施策の総括を行った上で、復興・創生期間後も対応が必要な課題について、今後の対応を検討。

(1) 地震・津波被災地域

復興・創生期間後も一定期間対応することの検討が必要な課題は以下のとおり。必要な事業について、速やかな復興の完了と自立に向けた支援のあり方を検討。

➤ ハード事業

個別の工事箇所ごとの進捗管理の徹底等により、復興・創生期間内の完了を目指すなど

➤ 心のケア等の被災者支援

コミュニティ形成、心身のケア、「心の復興」、見守り・生活相談等

➤ 被災した子どもに対する支援

特別な教員加配、スクールカウンセラーの配置、就学支援

➤ 住まい

応急仮設住宅の撤去、被災者生活再建支援金の支給等
災害公営住宅の家賃低廉化事業・特別家賃低減事業

➤ 産業・生業

中小企業等グループの再建支援や企業立地補助金の申請・運用期限の延長要望

➤ 地方単独事業等

残事業に対応するための人材確保対策、法律に基づく減収補てん等

➤ 原子力災害に起因する事業

風評被害対策等

(2) 原子力災害被災地域

復興・創生期間後も対応することの検討が必要な課題は以下のとおり。必要な事業について、支援のあり方を検討。

➤ 事故収束 廃炉・汚染水対策の安全かつ着実な実施

➤ 環境再生に向けた取組

中間貯蔵施設の整備・施設への搬入、仮置場の原状回復、土壌等の減容・再生利用等による最終処分量の低減、特定廃棄物の処理等

➤ 帰還促進・生活再建等

魅力あるまちづくり・コミュニティ形成、買い物・教育・医療等の生活に必要な環境整備、特定復興再生拠点区域の整備、医療・介護保険等の保険料・窓口負担（利用者負担）の減免、心身のケア・見守り・生活・健康相談等

➤ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積

廃炉、ロボット、エネルギー、農林水産等の分野に係るプロジェクトの推進等
福島ロボットテストフィールド等の拠点施設の安定的運営

➤ 事業者・農林漁業者の再建

事業再開、経営改善、人材確保等
営農再開・作付面積の拡大、森林・林業の再生、本格的な漁業の操業再開等

➤ 風評払拭・リスクコミュニケーション等

情報発信、環境放射線モニタリング、健康調査、食品検査、農林水産物の販路回復、観光振興の取組等

➤ 地方単独事業等

原子力災害に伴う風評被害対策、人材確保対策、法律に基づく減収補てん等

(3) 復興を支える仕組みについて

復興施策の進捗状況や効果検証、被災地方公共団体の要望等を踏まえ、必要な事業を確実に実施できるよう、あり方を検討。

(4) 後継組織について

後継組織として、復興庁と同じような司令塔として各省庁の縦割りを排し、政治の責任とリーダーシップの下で東日本大震災からの復興を成し遂げるための組織を置く。

復興施策の進捗状況や効果検証、被災地方公共団体の要望等を踏まえ、必要な事業を確実に実施できるよう、あり方を検討。

1-1. 道路

- 東日本大震災において、直轄国道、高速道路等が大きな被害を受けたものの、概ね復旧完了。
- 復興道路・復興支援道路で国土交通省が中心となって整備を進めている路線全体550kmのうち、503km・約9割で開通または開通見通しが確定。
- 東北横断道釜石秋田線(釜石～花巻)は、2018年度に全線約80kmが開通

現状と課題

○ 復興道路・復興支援道路の整備

- ・H30. 3.10: 相馬玉野～霊山(17.0km)開通
- ・H30. 3.21: 田老真崎海岸～岩泉龍泉洞(10.0km)開通
- ・H30. 3.25: 大谷海岸～気仙沼中央(7.1km)開通
- ・H30. 7.28: 陸前高田長部～陸前高田(6.5km)開通
- ・H30. 8.11: 吉浜～釜石南(5.0km)開通
- ・H31. 1.12: 大槌～山田南(8.0km)開通
- ・H31. 2.16: 歌津～小泉海岸(10.0km)、本吉津谷～大谷海岸(4.0km)開通
- ・H31. 3. 3: 遠野住田～遠野(11.0km)開通
- ・H31. 3. 9: 釜石南～釜石両石(14.6km)、釜石JCT～釜石仙人峠(6.0km)開通予定
- ・H31. 3.21: 唐桑小原木～陸前高田長部(3.5km)開通予定

○ 常磐自動車道

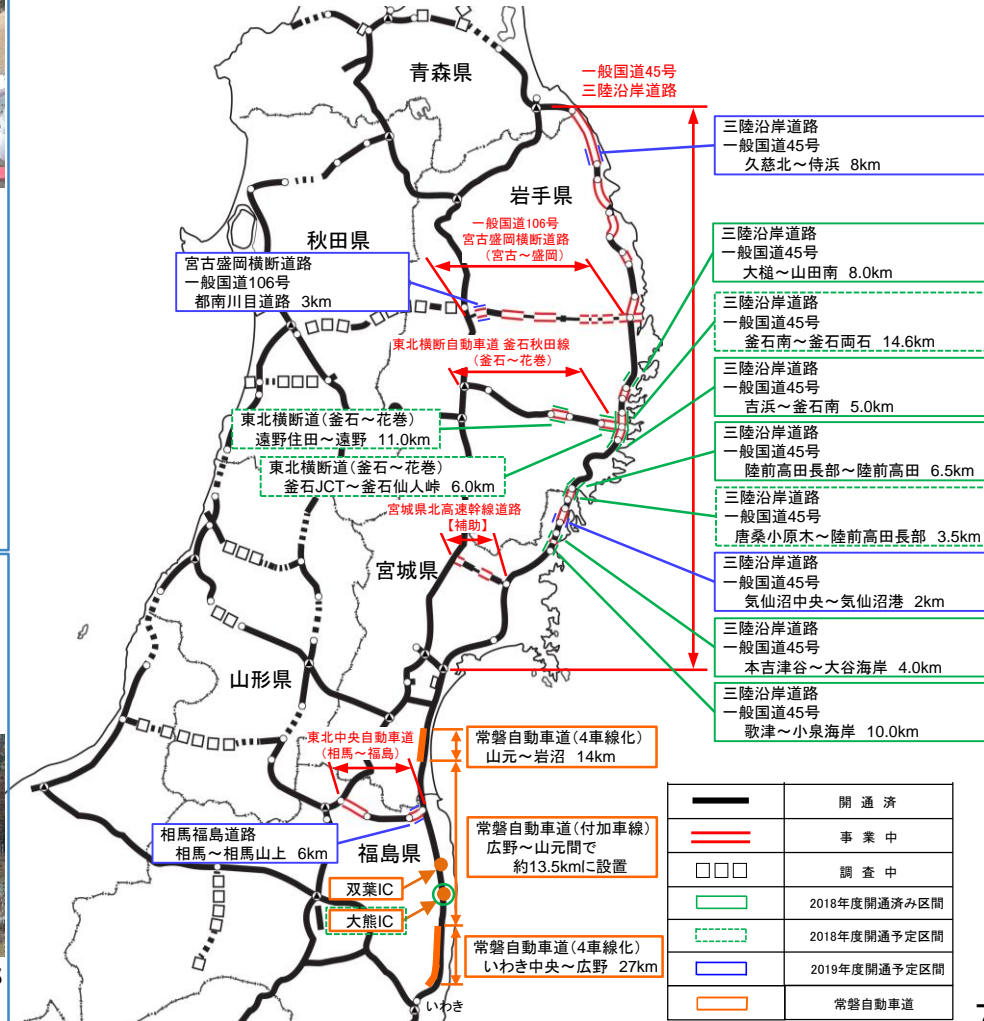
- ・H31.3.31: 大熊IC開通予定

○ その他、直轄国道の復旧を実施



三陸沿岸道路 大槌～山田南 開通式

◆ 復興・復興支援道路、常磐自動車道位置図



今後の取組

○ 復興道路・復興支援道路の整備

- ・三陸沿岸道路の完成(仙台～宮古)[H31年度内](気仙沼市内除く)
- ・東北中央道(相馬～福島)は、常磐道と接続[H31年度内]
- その他の路線についても2019年度以降の開通に向け引き続き整備

○ 常磐自動車道

- ・双葉ICの供用開始[H31年度内]
- ・4車線化 いわき中央～広野、山元～岩沼
- ・付加車線 広野～山元 うち約13.5km



三陸沿岸道路 唐桑小原木～陸前高田長部 (2019.1現在)

※復興・創生期間内(2020年度まで)での完成を目指す

○ その他、直轄国道の復旧を引き続き実施

1-2. 鉄道

- JR山田線については、三陸鉄道に運営移管の上、平成31年3月23日に全線運転再開予定。
- JR常磐線については、2019年度末までの全線開通を目指す。

復興の現状

(JR山田線)

- JR山田線(宮古～釜石間)の三陸鉄道への運営移管について、関係者間で合意(H27.2)し、復旧工事に着手(H27.3)。
- 三陸鉄道が運転再開予定日を平成31年3月23日とすることを発表(H30.3)。
- 主な工事が完了し、運転士の技術習熟を目的とした訓練運転を開始(H31.2.3～)。

(JR大船渡線、JR気仙沼線)

- JR大船渡線のBRTによる本格復旧について関係者間で合意(H27.12)。
- JR気仙沼線のBRTによる本格復旧について関係者間で合意(H28.3)。

(JR常磐線)

- 2019年度末までの全線開通を目指す(H28.3公表)こととしており、運休区間のうち、小高～浪江駅間はH29.4.1、富岡～竜田駅間はH29.10.21に運転再開。



<参考: 富岡～竜田駅間の運転再開時の様子>

今後の取組

(JR山田線)

- 復旧工事が着実に進むよう、さらに、JR東日本から三陸鉄道への移管が円滑に行われ、予定通りに運転が再開できるよう、関係者と緊密に連携し、必要な助言や調整を行う。

(JR大船渡線、JR気仙沼線)

- BRTの利便性向上等について、具体的な協議が進むよう、引き続き関係者間で緊密に連携。

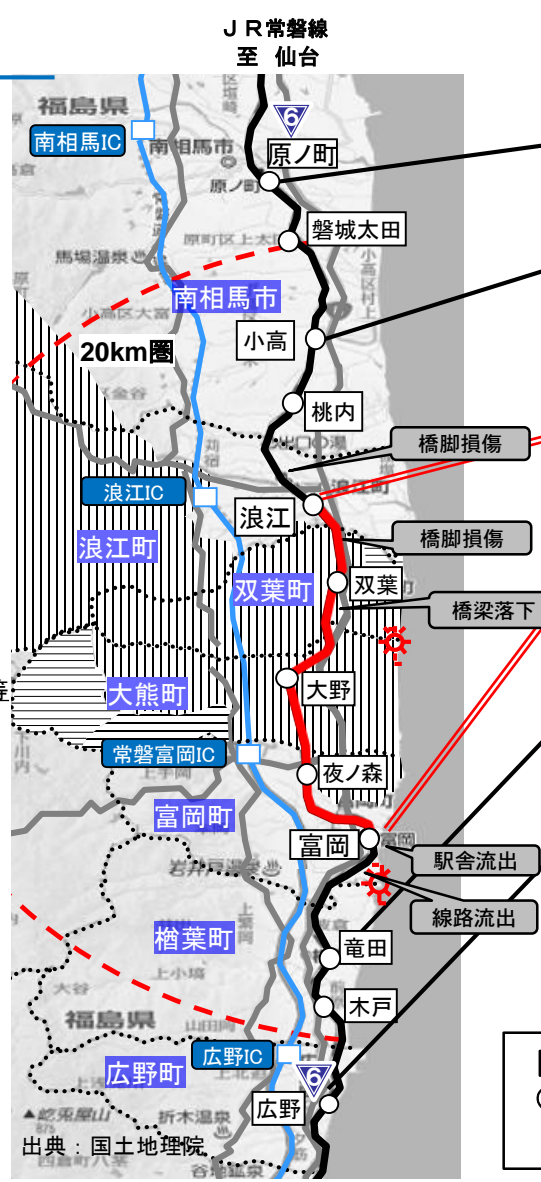
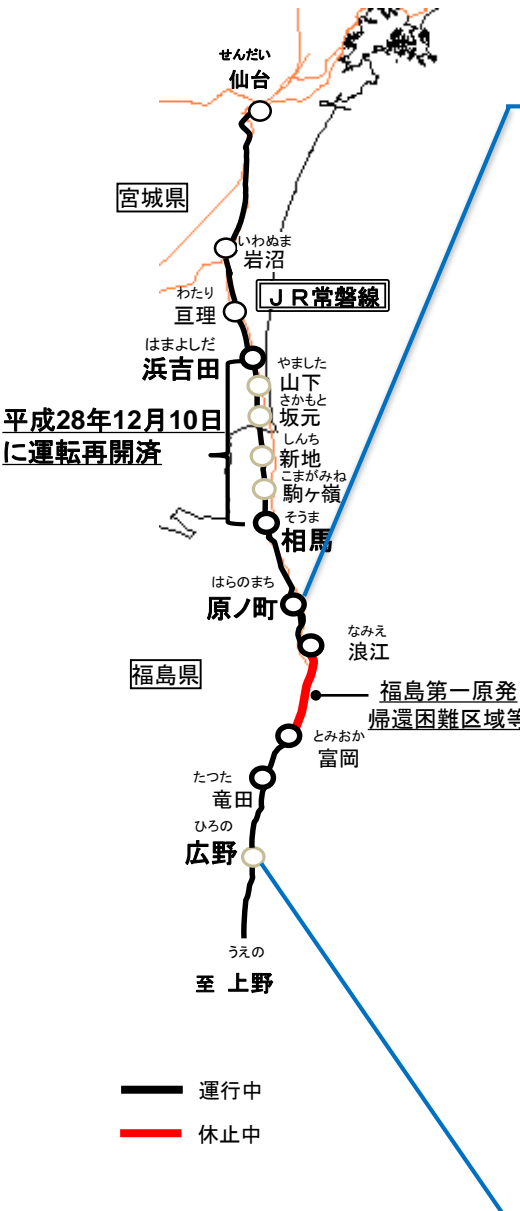
(JR常磐線)

- 残る不通区間である浪江～富岡駅間は2019年度末までの開通を目指しているところであり、引き続き関係者間で緊密に連携し、一日も早い全線開通に向けて取り組む。

<参考> 其他路線の復旧状況

- JR石巻線、JR仙石線
 - ・石巻線(浦宿～女川) H27.3.21 運転再開
 - ・仙石線(高城町～陸前小野) H27.5.30 運転再開
- 三陸鉄道
 - ・南リアス線(釜石～盛) H26.4.5 運転再開
 - ・北リアス線(久慈～宮古) H26.4.6 運転再開

(参考)JR常磐線の開通の見通し



開通の見通し	
原ノ町～小高	平成28年7月12日に運転再開済
小高～浪江	平成29年4月1日に運転再開済
浪江～富岡	2019年度(平成31年度)末までの開通を目指す※
富岡～竜田	平成29年10月21日に運転再開済
竜田～広野	平成26年6月1日に運転再開済

※「JR常磐線の全線開通の見通しについて」(H28.3.10)で発表済

【各区域の概要】

帰還困難区域 (年間線量50ミリシーベルト超) 立入り原則禁止、宿泊禁止	居住制限区域 (年間線量20-50ミリシーベルト) 立入り可、一部事業活動可、 宿泊原則禁止	避難指示解除準備区域 (年間線量20ミリシーベルト以下) 立入り可、事業活動可、 宿泊原則禁止
--------------------------------------------	---------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------

至上野
JR常磐線

1-3. 海岸

○被災6県(※)においては平成32年度を目途に、避難指示区域内を除く全ての海岸で防潮堤を完成予定。

※青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県

○海岸堤防等の復旧・復興事業を着実に推進。

復興の現状

○県・市町村施工区間では、海岸管理者が地元に対する説明会等を重ね、地元住民の理解を得て順次工事着手。

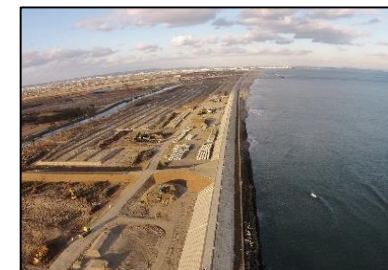
○復旧・復興を支える上で不可欠な仙台空港等重要施設の前面の区間等を含む国施工区間及び代行区間はH29年3月末で完了。

※国土交通省及び農林水産省所管海岸

状 況	平成31年1月末
合 計	671地区海岸[300地区海岸]
完 成	350地区海岸(52%) [190地区海岸(63%)]
建 設 中	312地区海岸(46%) [110地区海岸(37%)]
工事着手に向けた設計、 用地手続き中等	9地区海岸(1%) [0地区海岸(0%)]



山元海岸(宮城県山元町)



仙台海岸(宮城県仙台市)

※国土交通省及び農林水産省所管海岸における復旧・復興箇所の合計(表中[]書きは国土交通省所管分)。

※県からの聞き取りによる

今後の取組



仙台塩釜港海岸(宮城県)

○国土交通省として、速やかに復旧・復興が進むよう海岸管理者である県などに対し最大限の支援を実施。

1-4. 港湾

- 復旧工程計画に定められた131施設については、平成29年度にすべて復旧を完了。
- 被災地域の経済を支える物流拠点、エネルギー輸入拠点の形成等に向け、経済復興の礎となる岸壁・防波堤等の整備を推進。

復興の現状

【復旧】

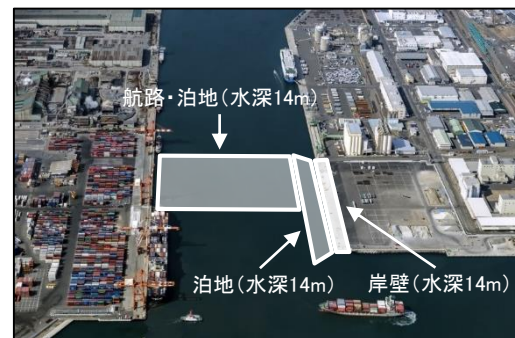
○復旧工程計画に定められた131施設について、平成29年度末の釜石港湾口防波堤、相馬港沖防波堤の完了により、すべて復旧完了。

【復興】

○被災地域の経済を支える物流拠点として、完成自動車やばら積み貨物等を取り扱う仙台塩釜港で供用開始。その他、小名浜港、八戸港等においても引き続き整備を推進。



釜石港 (湾口防波堤全景)



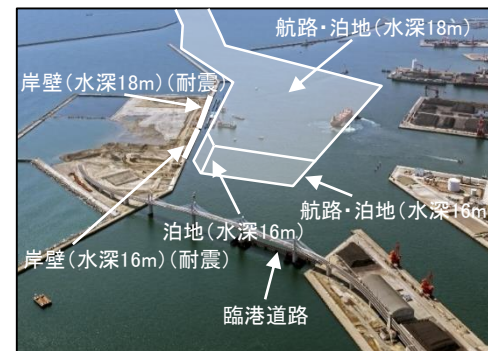
仙台塩釜港
(仙台港区中野地区国際物流ターミナル)

今後の取組

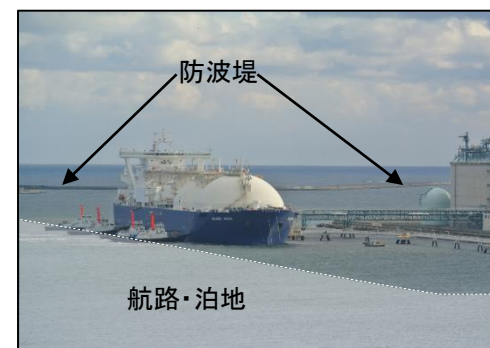
【復興】

○小名浜港では、東北地域や首都圏への電力供給等に対応するため、平成32年度までにエネルギー(石炭)輸入拠点の形成に向けた国際物流ターミナルを完成させる。

○八戸港では、LNG需要の増加や北海道へのエネルギー供給に対応するため、LNG輸入ターミナルが平成27年4月に供用開始。現在、航行船舶の安全性向上に資する防波堤等の整備を推進。



小名浜港



八戸港

2-1. 災害公営住宅

- 災害公営住宅の整備は平成30年度末に概ね完了。
復興・創生期間内に全て完了するよう、国・県・市町村一体となって取り組む。

復興の現状

○災害公営住宅の整備

- ・ 災害公営住宅の完成状況（岩手県、宮城県、福島県）
H31.1末までに29,071戸（進捗率98%）完成済み（計画戸数 29,743戸）
（※「住まいの復興工程表」及び「東日本大震災被災者向け災害公営住宅及び民間住宅等用宅地の供給状況」による）
 - ・ 住まいの復興工程表により被災者の方々に対し住宅再建等に係る時期の目安を提示するとともに、これに基づく整備を推進。
 - ・ 災害公営住宅の工事を確実・円滑に実施するため、「災害公営住宅 工事確実実施プログラム」(H26.9 第4回復興加速化会議取りまとめ)を展開。被災地の個別の実情を踏まえ、発注・入札段階、工事実施段階、工事後の精算段階等における的確な対応策を導入・徹底するとともに、その実施状況のフォローアップを実施。
- #### ○都市再生機構(UR)による現地支援体制の確保

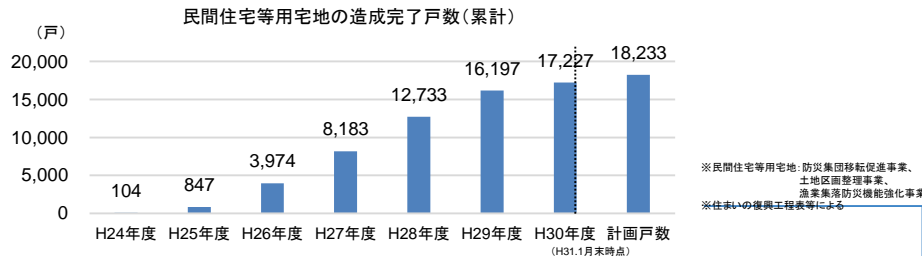
今後の取組

○災害公営住宅の整備

- ・ 引き続き、「住まいの復興工程表」に沿って事業を着実に推進。
 - ・ 引き続き、「災害公営住宅 工事確実実施プログラム」の徹底を図る。
- #### ○都市再生機構(UR)による現地支援体制の確保
- ・ 事業の進捗にあわせて、現地の業務執行体制を確保

2-2. 民間住宅の自力再建

○防災集団移転促進事業等の面整備事業による宅地供給は大詰め
⇒被災者による住宅再建は最盛期

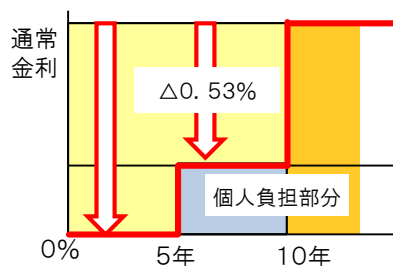


復興の現状

災害復興住宅融資

- 被害を受けた住宅等の再建等を図ろうとする者に、災害復興住宅融資について融資金利の引下げ等を実施
- 自治体と地域の建設事業者や住宅金融支援機構が連携し、被災者からの住宅再建の具体化に向けた相談への対応を強化
- 自治体と連携し、防災集団移転事業等により造成された宅地の分筆登記前に融資金を交付することで住宅着工の早期化を支援

災害復興住宅融資(建設・購入)基本融資額の融資金利引下げのイメージ



災害復興住宅融資の申請戸数(累計)

年度	H23年度末	H24年度末	H25年度末	H26年度末	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度(1月末まで)
申請戸数	5,294	10,330	14,110	16,834	18,921	20,703	21,819	22,455

※単位:戸数
※平成31年1月末時点

防災集団移転促進事業等における再建支援

- 防災集団移転促進事業では造成した団地等における移転者の住宅再建を促進するため引き続き以下の取組を実施
 - ・住宅建設・土地購入のための借入金に係る利子相当額の補助(※)
 - ・住居の移転費用の補助(※)
 - ・宅地を借地として提供することによる初期費用の低減
- ※がけ地近接等危険住宅移転事業において同様の支援をしている。

防災集団移転促進事業の造成完了戸数(累計)

年度	H24年度末	H25年度末	H26年度末	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度(1月末まで)
造成完了戸数	102	751	3,384	6,321	7,757	8,294	8,363

※単位:戸数

資材・人材のマッチングサポート

- 被災三県の「地域型復興住宅推進協議会」が、建築主に対し工務店の情報提供をするとともに、工務店に対し人材紹介や資材調達の支援を行い、円滑な工事を支援している。

今後の取組

- 被災者の住宅の自力再建に向けた各種支援施策を着実に推進する。

2-3. 防災集団移転促進事業、土地区画整理事業

- 防災集団移転促進事業及び土地区画整理事業については、概ね9割の地区で宅地の造成を完了。
- 工事の進捗状況や住民意向の変化など、地区ごとの実情に応じたきめ細かな支援や機動的な計画の見直しにより、住まいの復興工程表に基づく着実な事業の実施を図っている。

復興の現状

○実情に応じた事業の着実な推進の支援

- ・住宅供給戸数が多いなど大規模な地区や事業期間が比較的長期となる地区について、復興・創生期間内における早期の事業完了に向け、復興庁とも連携し、地区ごとの実情に応じた支援を実施。

○宅地引渡しの円滑化

- ・造成した宅地を引き渡す際の地盤に関する情報提供等を促進。

○移転元地の利活用の促進

- ・防災集団移転促進事業により取得した土地の有効活用に資する譲渡の円滑化
- ・復興庁と連携し、移転元地を利用する事業のために土地交換を行った地権者に対して登録免許税を免税(H28年度税制改正)

○土地の有効活用の推進

- ・地権者の意向の「見える化」(図面化して情報公開)、空き地バンクの立上げと運用、土地を利用したい人と提供したい人とのマッチング支援等、土地利用を促進する取組みを推進。

土地の有効活用の例 (宮城県気仙沼市鹿折・南気仙沼地区)

マッチング方式の導入による企業立地促進

換地を自己活用せず、売却や賃貸などによる土地活用を望む地権者と、地区内にて事業展開を希望する事業者との機会を提供する仕組み

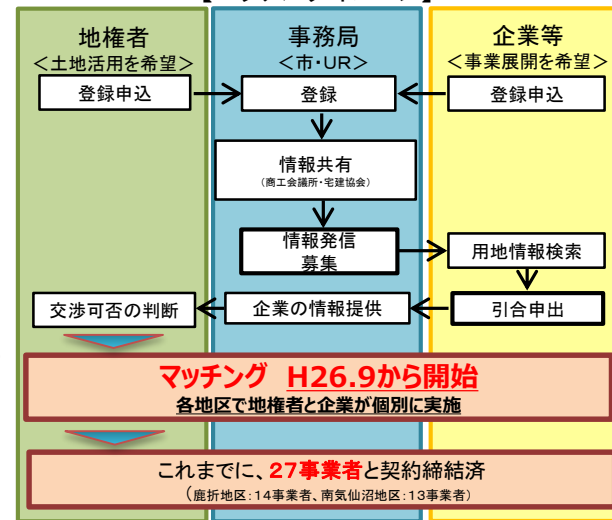
【土地利用計画】



(鹿折地区の例)

- 住宅系
- 商業系
- 工業(水産)系

【マッチングイメージ】



今後の取組

○地区の実情に応じたきめ細かな支援

- ・引き続き、復興庁と連携し、事業の着実な推進など、地区ごとの実情に応じたきめ細かな支援を実施。
- ・被災3県において会議を開催し、土地の有効活用に向けた対応策等の先進事例を各自治体と継続的に共有。

(参考)住まいの復興工程表について(H30.9末現在)

1. 災害公営住宅の整備に係る進捗状況

- ・岩手県では、平成30年度末までに概ね5,700戸が工事終了の見込み
 - ・宮城県では、平成30年度末までに計画戸数が工事終了の見込み
 - ・福島県では、平成30年度末までに概ね7,900戸が工事終了の見込み
- (工事終了時期・累計)

(単位・戸)

		H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	H31年度末	H32年度末	計	画
									(調整中)
岩手県 (進捗率)		3,168 (54%)	4,594 (78%)	5,284 (90%)	5,686 (97%)	5,736 (98%)	5,854 (100%)	5,854	-
宮城県 (進捗率)		9,812 (62%)	13,784 (87%)	15,415 (97%)	15,823 (100%)	15,823 (100%)	15,823 (100%)	15,823	-
福島県	津波・地震 (進捗率)	2,600 (93%)	2,758 (98%)	2,807 (100%)	2,807 (100%)	2,807 (100%)	2,807 (100%)	2,807	-
	原発避難者 (進捗率)	1,167 (24%)	3,400 (71%)	4,707 (99%)	4,767 (100%)	4,767 (100%)	4,767 (100%)	4,890	(123)
	帰還者	0	69	283	293	369	369	369	-
計 (進捗率)		16,747 (57%)	24,605 (84%)	28,496 (96%)	29,348 (99.3%)	29,502 (99.6%)	29,620 (100%)	29,743 (29,251)	(123)

※ 「調整中」は、復興・創生期間における計画戸数のうち意向確認を行っているものなどであり、各年度末の進捗率については、「調整中」を除いた進捗を示している。

※ 福島県の帰還者向け災害公営住宅については、全体計画が未定であるため進捗率は示していない。3県合計の[]書きで、帰還者向け災害公営住宅の戸数を含まない合計戸数、合計進捗率を示している。

2. 民間住宅等用宅地の整備に係る進捗状況

- ・岩手県では、平成30年度末までに概ね7,100戸が供給される見込み
- ・宮城県では、平成30年度末までに概ね8,900戸が供給される見込み
- ・福島県では、平成30年度末までに概ね1,800戸が供給される見込み

※民間住宅等用宅地：地方公共団体が土地区画整理事業、防災集団移転促進事業及び漁業集落防災機能強化事業により供給する住宅用の宅地

(宅地供給時期・累計)

(単位・戸)

	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	H31年度末	H32年度末	計画
岩手県 (進捗率)	2,387 (32%)	4,166 (56%)	6,071 (81%)	7,125 (95%)	7,359 (98%)	7,479 (100%)	7,479
宮城県 (進捗率)	5,066 (57%)	7,273 (82%)	8,309 (93%)	8,858 (99.5%)	8,900 (100%)	8,900 (100%)	8,900
福島県 (進捗率)	730 (39%)	1,294 (70%)	1,817 (98%)	1,838 (99.1%)	1,854 (100%)	1,854 (100%)	1,854
計 (進捗率)	8,183 (45%)	12,733 (70%)	16,197 (89%)	17,821 (98%)	18,113 (99.3%)	18,233 (100%)	18,233

2-4. 被災地におけるまちづくりの取組(福島復興再生拠点整備事業)

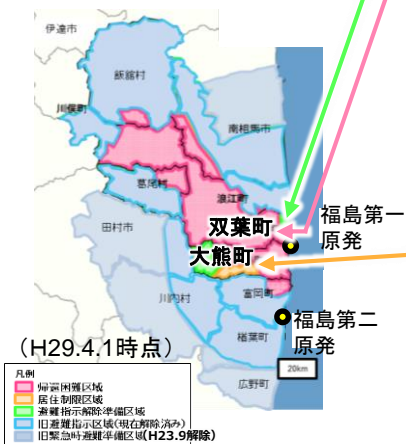
○福島再生加速化交付金(帰還環境整備交付金)により、避難指示の解除又は解除の見通しが立っている区域において、復興・再生の拠点となる市街地(一団地の復興再生拠点市街地形成施設:都市計画に定める都市施設)の整備を支援。

<支援メニュー> ・計画策定費 ・公共施設等整備費:地区公共施設、高質空間形成施設、拠点支援施設、モニタリングポスト ・用地取得造成費

復興の現状

○平成31年2月末現在、福島県大熊町(大川原地区)、双葉町(双葉駅西地区、中野地区)の計3地区で事業を実施。

<広域図(避難指示状況)>



居住制限区域内

帰還困難区域内

大川原地区 復興拠点

大熊町は、平成25年度に復興まちづくりビジョンを策定し、町内の居住制限区域内にある比較的線量の低い大川原地区に、新たな復興拠点を整備することを公表。帰町を望む住民のための町内復興拠点の整備を目指している。

H29. 2. 1に都市計画決定、H29. 3. 3に事業認可。平成29年度、用地買収、設計、工事に着手。



双葉町は、「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」において、避難指示解除準備区域、かつ、津波リスクが低い中野地区を「復興産業拠点」として、また、帰還困難区域に指定されている双葉駅西地区を帰還住民・就業者等のための「新たな生活の場」として位置付け、先行整備する両拠点が連携しながら町の復興を先導することとしている。

双葉駅西地区 復興拠点(生活拠点)



避難指示解除準備区域内

中野地区 復興拠点(産業拠点)

H29. 3. 23に都市計画決定、H29. 7. 21に事業認可。平成29年度、設計、工事に着手。



連携

H29. 9. 15に帰還困難区域内でも除染をはじめとした帰還環境整備が可能となる「特定復興再生拠点区域」を設定。

H30. 3. 30に都市計画決定。
H30. 7. 31に事業認可(第1期)。

今後の取組

○大熊町の大川原地区では、引き続き着実に造成工事等を進める(平成31年4月に町新庁舎開庁予定)。

○双葉町の中野地区では、引き続き着実に造成工事を進め、整備完了箇所から順次供用開始を図る。

双葉駅西地区では、今後、生活拠点の整備工事に着手し、

当面は平成31年度末のJR常磐線開通に併せた駅周辺基盤施設の一部供用開始による中野地区との連携を目指す。

2-4. 被災地におけるまちづくりの取組(市街地再開発事業等)

- 被災地の限られた土地の有効利用を図りつつ、被災商店の再建や被災者の受け皿となる公的住宅等の一体的整備を推進するため、市街地再開発事業等を実施。事業実施主体へ除却費や共同施設整備費等を補助。
- 平成31年1月末現在、12地区において事業を実施中、12地区において事業完了となっている。

復興の現状

■復興における市街地再開発事業等の動向 (H3 1.1 末時点)

市街地再開発事業等実施地区数: 24地区

※復興交付金の支援を受ける地区

都道府県名	市町村名	地区数	進捗段階
宮城県	石巻市	12地区	計画中…6地区 建築工事着工済み…2地区 完了…4地区
	塩竈市	1地区	建築工事着工済み…1地区
	名取市	1地区	完了…1地区
	気仙沼市	6地区	建築工事着工済み…1地区 完了…5地区
	仙台市	1地区	完了
福島県	須賀川市	2地区	建築工事着工済み…2地区
	いわき市	1地区	完了

■市街地再開発事業等地区事例 (宮城県名取市)

【名取駅前地区】

- ・ 施行面積 : 約0.73ha
- ・ 施行期間 : 平成26～30年度
- ・ 施行者 : 組合
- ・ 整備概要 : 商業、生活利便施設、公益施設、駐車場、住居



- 被災した図書館・公民館に加え、住居・生活利便施設などを複合して集約・再建。

今後の取組

震災により被害を受けた地区の恒久的な住まい、にぎわいのある中心市街地を再生させるため、暮らしやすい市街地を整備。

(参考)被災地におけるまちづくりの取組(都市公園事業)

- 釜石市は、ラグビーワールドカップ2019会場として「釜石鵜住居復興スタジアム」を新規整備(H30.8供用開始)。
- 市は、三陸被災地の復興を象徴するラグビーワールドカップ2019の開催とするとともに、大会を契機とし広域的なスポーツ交流の拠点化を進める。大会後は、震災の教訓を次世代に伝える防災避難学習施設としても活用予定。
- 国土交通省は、社会資本整備総合交付金により、「釜石鵜住居復興スタジアム」の整備を支援。



公園平面図



釜石鵜住居復興スタジアム



ワールドカップ2019開催イメージ

2019年8月19日 釜石鵜住居復興スタジアム オープニングイベント開催
(入場者数：6,530人)



オープニングイベント時の様子

2-5. 地域公共交通確保維持改善事業(被災地特例)

○復旧・復興の状況に応じた柔軟な対応により、被災地のバス交通、乗合タクシー等の確保・維持を支援

地域間輸送

(被災地域地域間幹線系統確保維持事業)

○補助対象事業

- ・「地域間幹線系統確保維持事業」の各種要件等を緩和した地域間輸送
(①東日本大震災被災地域における応急仮設住宅経由系統、②福島県の原子力災害被災地域における災害公営住宅経由系統)
 - ・輸送量要件の緩和:「1日あたり輸送量15人以上」の要件を緩和
 - ・補助対象経費算定方法の緩和:補助対象限度額の非適用等
 - ・バス車両補助の弾力化:車両購入費の補助対象化(※上記②の運行に係る車両に限る。)

- (1)補助率
収支差等の1/2
- (2)特例措置の期間
・平成23~32年度
- (3)対象地域

- ①岩手県、宮城県、福島県の全市町村(H30年度計画)
- ②避難指示・解除区域市町村(福島県内12市町村)



地域内輸送

(特定被災地域公共交通調査事業)

○補助対象事業

- ・避難所・仮設住宅・残存集落と、病院、商店、公的機関等の間の日常生活の移動確保を目的とする有償の地域内輸送等

- (1)補助率
定額補助
(応急仮設住宅の箇所数に応じて上限額を設定)

応急仮設住宅の箇所数	補助上限額
60か所以上	6,000万円
30か所以上60か所未満	4,500万円
30か所未満	3,500万円



- (2)特例措置の期間
・平成23~32年度
- (3)対象地域

- ・39市町村(岩手県12、宮城県15、福島県12)(H30年度)

特定被災地域公共交通調査事業の活用イメージ

仮設住宅



仮設店舗



病院・学校等



新しい商店



復興とともに、刻一刻と変化する病院や商店等の位置、被災者の移動ニーズの変化を把握しつつ、適時適切にバス路線の運行経路や便数等を見直し

2-6. 国営追悼・祈念施設(仮称)

○東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため、地方公共団体との連携のもと、岩手県、宮城県及び福島県に国営追悼・祈念施設(仮称)を設置する。

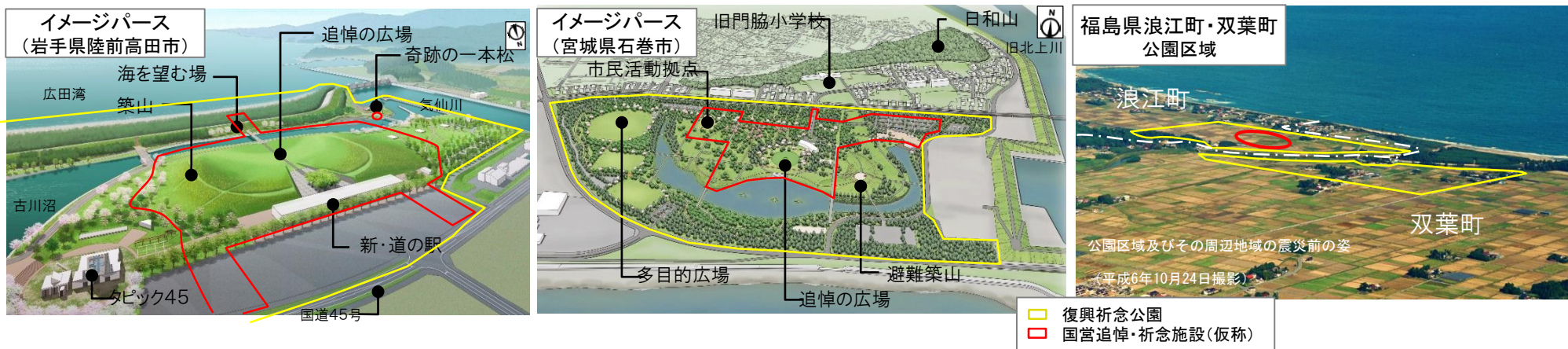
○地方公共団体が設置する復興祈念公園の中に、国が中核的施設となる丘や広場等を整備する。

復興の現状

○平成29年3月、岩手県陸前高田市及び宮城県石巻市において起工式を実施。

○岩手県・宮城県の国営追悼・祈念施設(仮称)の造成工事等を実施(平成29年3月～)。

○福島県の復興祈念公園の基本計画をとりまとめ(平成30年7月)、基本設計を実施(平成30年6月～)。



今後の取組

岩手県・宮城県 : 平成32年度末を目途に園路広場工事等の整備を推進する。

福島県 : 平成32年度中の一部利用に向け、施工に着手する。

2-7. 用地取得の迅速化、施工確保対策

- 基幹インフラの整備、住宅再建・復興まちづくりの推進に当たり、用地取得が復興の隘路となっていたことから、復興事業において、用地取得を飛躍的に短縮する収用手续等の加速化措置を講じてきた。
- 累次にわたり打ち出してきた施工確保対策が奏功し、入札不調は総じて落ち着いてきている。一度不調になった工事についても、二度目以降の発注等で契約に至っており、積み残しは出ていない。
- 今後も引き続き各地の現場の状況をきめ細かく注視するとともに、必要な対策を機動的に講じていく。

復興の現状

○収用手续の迅速化

平成26年度に講じた用地取得を短縮する収用手续等の加速化措置により、この1年間も引き続いて事業認定手续・収用裁決手续期間が短縮。

○予定価格の適切な設定

実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の7年連続の上昇、
実態調査に基づく負担増の状況を反映した適切な積算(復興係数による間接工事費の補正等)の実施。

○資材等の確保

公共プラントによる供給等による生コン供給体制の強化
(直轄整備:宮古、釜石 県整備:石巻、気仙沼)

※釜石地区はH29.4月に、宮古地区はH29.12月に必要な供給が終了したため、製造を終了

○公共建築工事の施工確保

「災害公営住宅 工事確保実施プログラム」の活用(標準建設費の見直し、共通仮設費の適正化等)、
「営繕積算方式」の普及・促進、「公共建築相談窓口」における個別事案への丁寧な対応

○i-Constructionの積極的な活用

「ICT土工活用証明書」を発行し、次回入札時に総合評価で加点する取組を行うなど、「i-Construction」を復興事業においても積極的に活用。

対象工種	全ての土木工事
対象地域	岩手県、宮城県、福島県
補正係数	共通仮設費:1.5 現場管理費:1.2

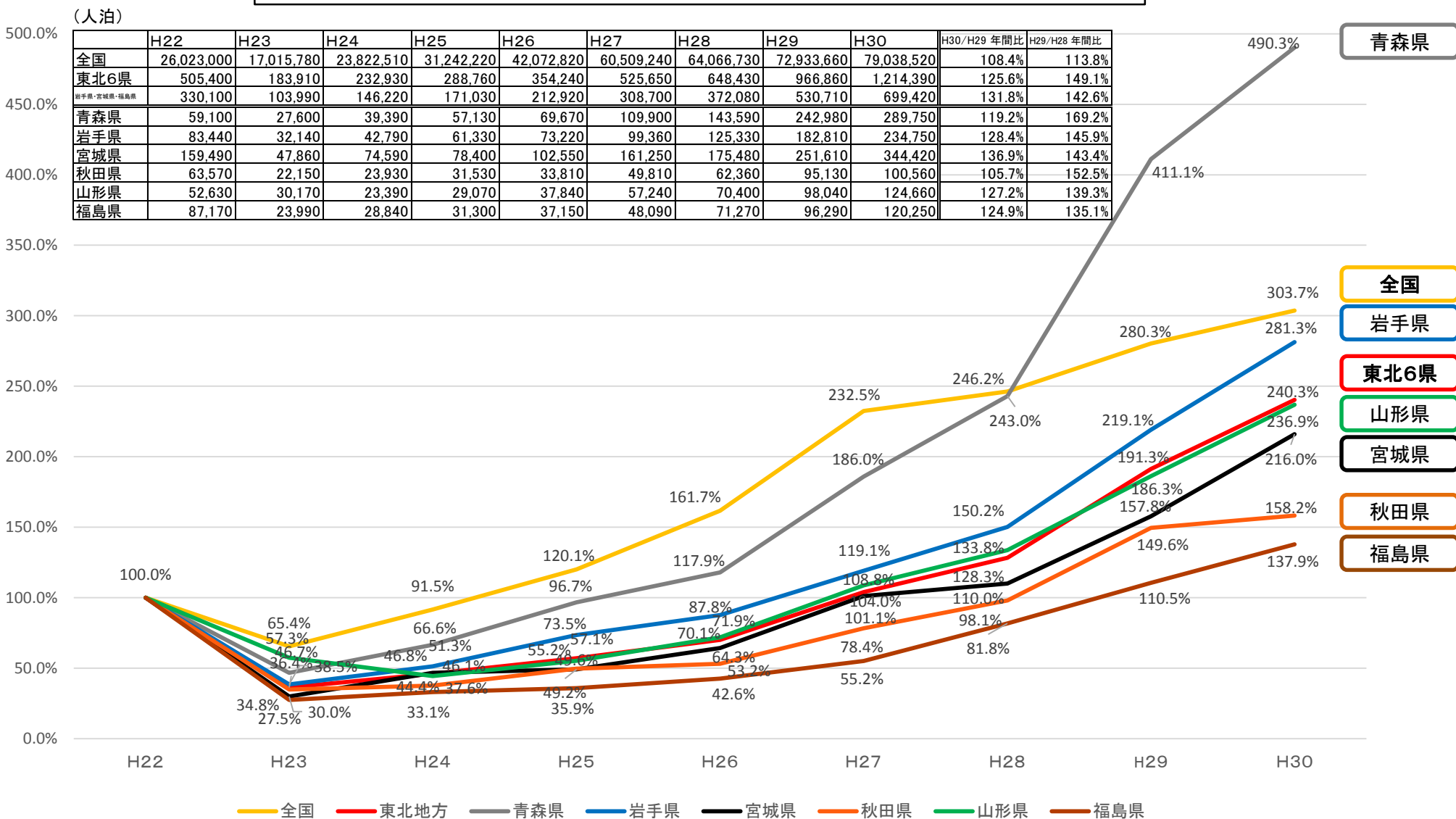
東日本大震災の被災地における間接工事費の補正(復興係数)

今後の取組

- これまでに発出した収用手续に関する通知等の内容が適切に活用されているかフォローアップを実施するとともに、被災地において、今後生じる用地取得に当たっての課題について、地方公共団体等と連携しつつ迅速に対応。
- 施工確保対策については、引き続き各地の現場の状況をきめ細かく注視し、地域の実情にあった復興の加速化に向け、必要な対策を機動的に講じる。

(参考)東北地方における延べ外国人宿泊者数(H22年比)

H22年比で全国が303.7%、東北6県は240.3%。



注)・従業員数10人以上の宿泊施設を対象 ・H30は速報値

(参考)東北観光復興対策交付金(事業例)

- 東北地方の風評被害を払拭し、東日本大震災の影響により大きく落ち込んだ訪日外国人旅行者を回復させ、インバウンド急増の効果を波及させることにより、観光を通じて被災地の復興を加速化。
- 東北地方の地方公共団体が、観光復興対策実施計画に基づき実施するインバウンドを呼び込む取組に要する経費について支援。(交付率:事業費の8/10以内)

①観光復興促進調査事業

マーケティング&デジタルコンテンツ プロモーション事業

- ・PR動画の再生者の属性を調査
- ・調査結果を今後の事業展開に活用



②地域取組体制構築事業

仙台・松島復興観光拠点都市圏 DMO創設事業

- ・DMO設立に向けた地域勉強会の開催
- ・継続的なデータ収集に向けた体制構築



③プロモーション強化事業

北関東・新潟との連携事業

- ・外国人監督による動画作成
- ・Youtubeインストリーム広告によるPR



④受入環境整備事業

レンタカーを活用したドライブ周遊観光 促進事業

- ・旅行会社と連携し、ドライブ観光周遊ルートを策定
- ・ドライブ周遊マニュアルを作成
- ・海外旅行博でのPR



⑤滞在コンテンツ充実・強化事業

グリーン・ツーリズム確立事業

- ・地域の特色を活用したストーリー性のある体験プログラムを開発



⑥国際会議等誘致・推進事業

「雪と文化をテーマとした東北観光会議」 開催事業

- ・東北の冬の魅力を海外へ情報発信
- ・商談会、ファムトリップの実施



複数の地方公共団体が連携して、 広域的に事業を行うものを優先

東北6県と仙台市が連携

冬の東北とスノーコンテンツ等情報発信 事業

- ・冬の東北観光コンテンツのデータベースの充実
- ・多言語HP等のツール制作とメディア招請等による認知拡大
- ・冬の東北観光資源の商品化



青森県、岩手県、秋田県が連携

北東北「食街道」周遊促進事業

- ・地域の名産を使った北東北の食を巡るツアー等の旅行商品を造成
- ・企画商品を旅行雑誌へ掲載紹介



(青森県)

(岩手県)

(秋田県)

(参考)東北デスティネーション・キャンペーンの実施

観光庁・日本政府観光局(JNTO)では、「明日の日本を支える観光ビジョン-世界が訪れたいくなる日本へ-」において示された、東北に特化した海外主要市場向けのデスティネーション・キャンペーンとして、集中的な訪日プロモーションを、東北運輸局・東北観光推進機構・東北の地方自治体及び観光関係者と連携しつつ実施し、東北の魅力が強力に発信しています。

知名度向上

インフルエンサーの活用

影響力を持つ人物を起用した映像を東北で撮影し、東北観光の魅力を発信。



<H30d実績>

○韓国、中国、タイ、米国及び英国の著名人を東北に招請し、CNN、SNS、特設サイト等で情報発信。

韓国等における風評被害払拭事業

現地のトレンドを踏まえた映像を制作し、効果的に東北観光の魅力を訴求。



<H30d実績>

○韓国で訴求力のあるSNS旅行専門チャンネルやブランド力のある劇場等で制作した映像を戦略的に発信。

メディア・旅行会社の招請

イベントや商談会の活用

訪日旅行の販売に力を入れている海外旅行会社等を東北に招請しツアー造成を促進。



<H30d実績>

○タイの旅行会社10社10名を青森県、秋田県へ招請。招請に合わせ、セミナー及び商談会を各県と連携し開催。

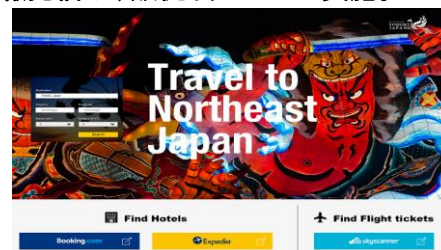
招請期間 平成30年7月9日～14日

○その他にも、中国、香港、シンガポール、豪州、米国、英国、フランス等の旅行会社・メディアを招請。

送客促進

オンライン旅行会社等と連携した送客促進

オンライン旅行会社と連携した東北旅行の情報発信や、販促キャンペーンの実施。



<H30d実績>

○オンライン旅行会社との販促キャンペーン
期間 平成30年10月～平成31年2月

航空路線の増便等の機会を活用した共同広告

東北の空港への新規就航・増便等の機会に販売促進のための共同広告を実施。



<H30d実績>

○台北～花巻間の国際定期便就航(H30.8)の機会に共同広告を実施し東北への誘客を促進。

全世界的に東北への誘客を強力に促進

(参考)福島県における観光関連復興支援事業

目的: 福島県における早期の観光復興を最大限に促進するため、同県が福島県観光関連復興事業実施計画に基づいて実施する国内向け風評被害対策や、特に教育旅行の再生などの震災復興に資する観光関連事業を支援する。

概要: ①補助対象: 福島県の早期の観光復興を促進することを目的とする取組(国内プロモーション、教育旅行 等)
 ②交付対象: 福島県 ③補助率: 事業費の8/10以内

事業実施例

国内プロモーション

継続的な観光地域づくりに向けた取組体制の構築と福島ならではの地域資源を活かした観光ブランドの育成

観光地域づくり総合推進事業

- ・復興ツーリズムのモデルコースの造成、利用者と地域のマッチング窓口の設置等

観光地ブランド周遊観光推進事業

- ・「花」、「温泉」「日本酒」の観光資源を活用、ブランド化しPR
- ・スタンプラリー等による県内周遊の促進



全国新酒品評会で史上初の6年連続で金賞受賞数日本一を達成し、高い品質が認められた福島の酒蔵に食と文化を合わせた周遊パスポートを作成し、県内の周遊を促進。

教育旅行再生

福島ならではの学習プログラム造成と県外への情報発信強化による教育旅行再生

魅力と安全性の発信

- ・教育旅行関係者の招へい、モニターツアー
- ・教育素材、モデルコースのPR

学習プログラム造成

- ・震災語り部のスキルアップ研修
- ・地域に即した学習プログラムの作成

県外への情報発信強化

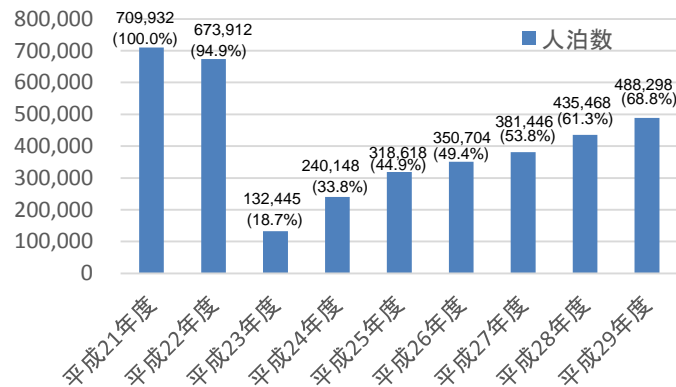
- ・教育旅行専門誌への広報
- ・教育旅行誘致キャラバンの強化

今、福島でしか学べないことがある!
 ふくしま「学宿」



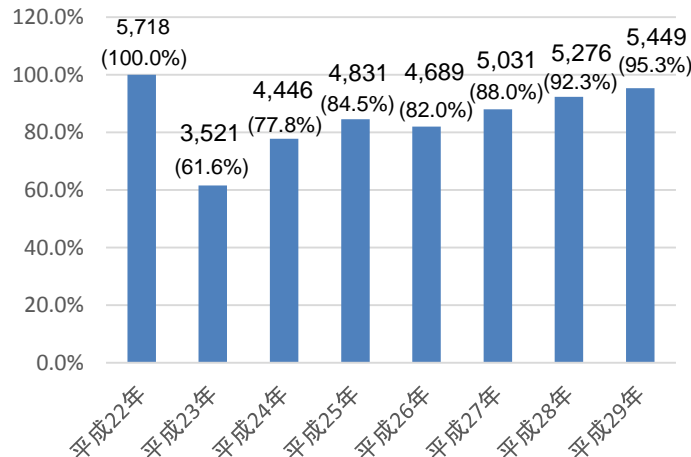
中高生を対象に被災地で営む飲食店経営者、旅館女将、医師等と直接対話。福島のこれまでと今を学ぶモニターツアーを実施。

福島県教育旅行入込数推移



福島県の観光客入込状況 (延べ人数)

※福島県合計(59市町村) 単位: 万人



(参考)公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況

(平成31年1月末時点)

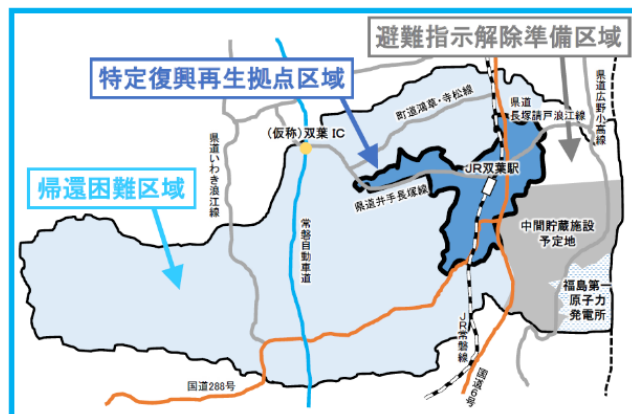
項目指標名	進捗率	項目指標名	進捗率	項目指標名	進捗率	項目指標名	進捗率
■ 海岸対策※1 (本復旧・復興工事に着手した地区海岸、本復旧・復興工事が完了した地区海岸の割合) <small>※帰還困難区域及び居住制限区域を除き、避難指示解除準備区域を含む。</small>	52% (完了) 99% (着工)	■ 交通網(道路) (直轄区間) (本復旧が完了した道路開通延長の割合) <small>※避難指示解除準備区域等を含む。岩手、宮城、福島県内の国道4号、6号、45号に限る。</small>	99%	■ 交通網(港湾) (本復旧工事が完了した復旧工程計画に定められた港湾施設の割合)	100% (完了)	■ 復興まちづくり (土地区画整理事業※3) (造成工事の着工数、宅地の引渡開始地区※4数、造成工事の完了数の割合) <small>※供給計画は「住まいの復興工程表」(H31.1末時点)による。</small>	【地区ベース】 70% (完了) 100% (宅地引渡開始) 100% (着工) 【戸数ベース】 90% (完了) 100% (着工)
■ 河川対策 (直轄区間) (本復旧工事が完了した河川管理施設(直轄管理区間)の割合) <small>※旧北上川(本復旧工事完了済)では、引き続き地震・津波対策を実施中。</small>	100%	■ 交通網(道路) (県・市町村管理区間) (本復旧が完了した道路路線数の割合)	97%	■ 災害公営住宅 (災害公営住宅の用地確保が完了した戸数、建築工事に着手した戸数、建築工事が完了した戸数の割合) <small>※進捗率には、調整中及び帰還者向け災害公営住宅の計画を含んでいない。 ※供給計画は「住まいの復興工程表」(H31.1末時点)による。</small>	98% (工事完了) 99% (工事着手) 99% (用地確保)	■ 復興まちづくり (津波復興拠点整備事業) (造成完了した地区数、工事に着手した地区数の割合)	58% (造成) 100% (着工)
■ 河川対策 (県・市町村管理区間) (本復旧工事が完了した河川管理施設(県・市町村管理区間)の割合)	93%	■ 交通網(道路) (復興道路・復興支援道路) (復興道路・復興支援道路の着工率、復興道路・復興支援道路の整備率)	62% (完了) 100% (着工)	■ 復興まちづくり (防災集団移転促進事業) (造成工事の着工数、造成工事の完了数の割合) <small>※災害公営住宅のみにより宅地供給される地区を含む ※供給計画は「住まいの復興工程表」(H31.1末時点)による。</small>	【地区ベース】 99% (完了) 100% (着工) 【戸数ベース】 99% (完了) 100% (着工)	■ 復興まちづくり (造成宅地の滑動崩落防止) (対策工事が完了した地区数の割合)	100% (完了)
■ 下水道 (通常処理に移行した下水処理場※2の割合) <small>復興まちづくり計画に基づき下水道事業を計画し、処理場またはポンプ場の整備を含む地区数のうち、 ・下水道事業に着手している地区数 ・下水道事業が一部供用開始した地区数 ・下水道事業が完了した地区数の割合</small>	【復旧】 100% (完了) 【復興】 16% (完了) 64% (一部供用開始) 100% (着工)	■ 交通網(鉄道) (運行を再開した鉄道路線延長※の割合) <small>※JR大船渡線・気仙沼線のBRTによる本格復旧分を含む。 ※避難指示解除準備区域等を含む(JR常磐線浪江～富岡駅間(20.8km)を含む)</small>	97%	<small>※1 海岸対策については、平成27年3月末時点から、復旧のみならず復興も含めた指標とした。「復旧」とは、災害復旧事業により行う復旧工事のこと。「復興」とは、社会資本整備総合交付金又は農山漁村地域整備交付金により行う整備工事のこと。 ※2 「通常処理に移行した処理場」とは、被災前と同程度の放流水質を確保して処理が実施可能となった処理場である。 ※3 防災集団移転促進事業や災害公営住宅のみにより宅地供給される地区を含む。 ※4 宅地の一部を引渡した地区を計上。 ※ 福島県の避難指示解除準備区域等については、原則除いている。 ※ 各指標の母数については、事業の進捗に応じ変更されているものもある。</small>			

(参考) 帰還困難区域の復興①

- 福島特措法の改正により、帰還困難区域の復興及び再生を推進する計画制度を創設。
- 既に**6町村（双葉、大熊、浪江、富岡、飯館、葛尾）**の計画を内閣総理大臣が認定済み。
- 町村、県、国が一体となった「**推進会議**」を設置し、**計画の具体化を推進**。

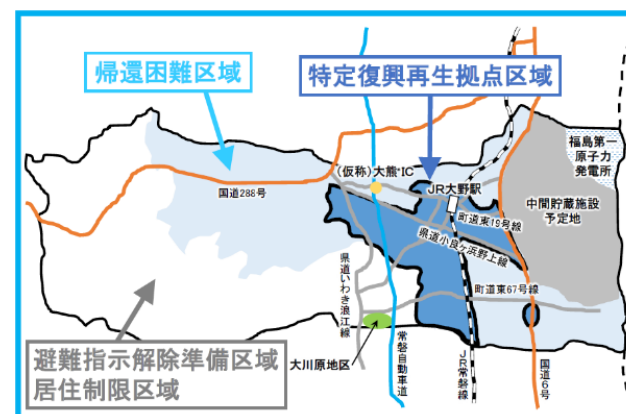
認定済みの特定復興再生拠点区域復興再生計画概要

双葉町（2017年9月15日認定）



- ・ 区域面積：約555ha ・ 居住人口目標：約2,000人
- ・ 避難指示解除の目標
2019年度末頃まで：JR常磐線双葉駅周辺の一部区域
2022年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域

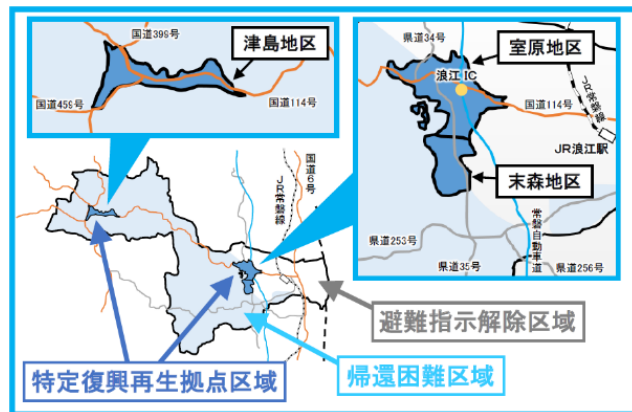
大熊町（2017年11月10日認定）



- ・ 区域面積：約860ha ・ 居住人口目標：約2,600人
- ・ 避難指示解除の目標
2019年度末頃まで：JR常磐線大野駅周辺等の一部区域
2022年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域

(参考) 帰還困難区域の復興②

浪江町 (2017年12月22日認定)



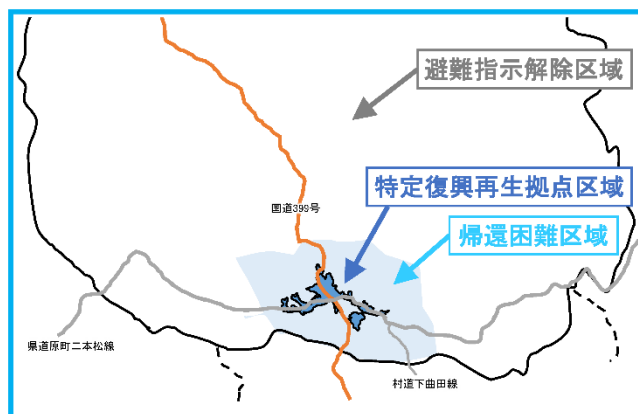
- ・区域面積：約661ha ・居住人口目標：約1,500人
- ・避難指示解除の目標：2023年3月
(ただし、早期に整備が完了した区域から先行する。)

富岡町 (2018年3月9日認定)



- ・区域面積：約390ha ・居住人口目標：約1,600人
- ・避難指示解除の目標：
2019年度末頃まで：JR常磐線夜ノ森駅周辺の一部区域
2023年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域

飯館村 (2018年4月20日認定)



- ・区域面積：約186ha ・居住人口目標：約180人
- ・避難指示解除の目標：2023年春
(ただし、早期に整備が完了した区域から先行する。)

葛尾村 (2018年5月11日認定)



- ・区域面積：約95ha ・居住人口目標：約80人
- ・避難指示解除の目標：2022年春